

松井茂記
アメリカ憲法入門 第 8 版
Supplement 2018

2018 年 8 月

松井茂記

序

本書は、松井茂記『アメリカ憲法入門(第8版)』(有斐閣・2018)出版以降、2017年度開廷期に下された合衆国最高裁の重要な判決(2018年6月まで)を補充している。最新の判例を是非フォローして、アメリカ憲法の理解に役立てて欲しい。

著者

2018年8月21日

第1章 アメリカ憲法の歴史

ロバーツ・コート (p27 追加)

ところが2018年にこれまで中間的な立場から決定的な役割を果たしてきたケネディが引退し、後任人事が決定的な意味を持つことになった。トランプ大統領は保守派のブレット・カバナーを指名し、上院の公聴会で審理されている。この人事の結果次第で最高裁の構成に決定的な変化がもたらされる可能性がある。

第3章 統治の基本構造

トランプ大統領の政策変更 (p68 追加)

トランプ大統領による政策変更は、環太平洋経済連携協定(TPP)からの離脱のように、大統領の立場次第で達成できるものは、比較的迅速に実施された。カナダ及びメキシコとの間の北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉も進められている。イスラエルの首都としてエルサレムを承認し、大使館を移転した。また地球温暖化を防ぐためのパリ協定からの離脱も表明し、地球温暖化に関する研究に対する米航空宇宙局の予算を削減するなど、地球温暖化に関する研究に対する政府補助金を大きく削減してきている。

これに対し連邦議会の協力が必要な場面では、トランプ大統領の政策変更は、必ずしもスムーズに進んでいるわけではない。例えば、オバマケアを廃止するという政策変更については、野党民主党の激しい抵抗を避けるため、代替的な健康保険制度に修正する法案が連邦議会に提出されたが、完全廃止を求める共和党内の強硬派が支持せず、結局改革は困難な状況である。メキシコとの国境に壁を作るという提案については、連邦議会が予算をつけたのは実際にはとても国境全部に強固な壁を建設するに十分な金額ではなく、結局また部分的にフェンスを建設したにとどまる。

また、トランプ大統領がとった様々な政策変更は、次から次へと裁判所で争われている。最も論議を呼んだ、イスラム教徒が多数を占める国を中心とする、一定の国からの入国制限については、下級審で仮差止めが認められていたが、最高裁は、**Trump v. Hawaii, 585 U.S. – (2018)**で、一部を除いて、この仮差止めが覆されている。また、親と一緒に不法に入国した外国人の子どもに対して強制退去に猶予を与えたプログラム(**Deferred Action for Childhood Arrival**)の撤回を主張する国土省長官代理に対して、行政手続法違反及び修正第5条のデュー・プロセス条項違反(平等保護違反)を理由に、差止めを求める訴訟が提起されていた。新たな申請を打ち切ったが、もしすでにその恩恵を受けている者からの更新が認められないと、7万人に及ぶと言われる、主としてメキシコからの違法移民の子ども達が強制退去させられる可能性があった。オバマ政権は、これらの子ども達にも市民権を取る道を開く外国人未成年者に成長、救済および教育の機会を与える法律(**Development, Relief, and Education for Alien Minors Act**—通称 **Dream Act**)を提出したが成立せず、これらの子供達(**Dreamers** と呼ばれる)にとって、このプログラムの継続は重大な問題であった。地裁は、この判断の根拠となった記録が不十分であったとして、政府にもっと完全な記録を提出するよう命じた。合衆国政府がこれを争い、最高裁は、**In re United States, 583 U.S. – (2018)**において、地裁の命令は一定の事項に関する全ての「Eメール、手紙、メモ、ノート、メディア用の資料、意見その他のもの」を求める極めて広汎なものであり、政府が主張するように過度に広すぎる可能性がある。このような状況のもとでは、地裁は、まず政府側の手続的な主張、すなわち長官代理の判断はもっぱら行政裁量に委ねられている事項で司法審査は及ばない、移民国籍法は地裁の管轄権を否定しているという主張、をまず先に審理判断すべきだと結論している。その後いくつかの連邦地裁が、この撤回を取り消し、プログラムを完全履行するよう命じており、政府は控訴して

いる。National Association for the Advancement of Colored People v. Trump, Civil Action No. 17-1907 (JDB) (D.C. Cir. Aug. 3, 2018).

またトランプ政権は、不法移民の強制退去に協力しないとして聖域都市(sanctuary city)を宣言するところが少なくない中、このような措置を州法で認めていたカリフォルニア州を、連邦法違反を理由に訴えた。政府は、最高法規条項を援用して、その無効の確認を求め、仮差止めを求めた。連邦地裁は、この主張を概ね退け、州法のほとんどは最高法規条項に反しないと判断した。United States v. State of California, No. 2:18-cv-490-JAM-KJN(E.D. Cal. July 5, 2018)。しかし、この事件も最高裁まで争われるものと思われる。

ただ、不法移民を絶対許さないという新しい政策のもと不法移民を逮捕起訴するため、子供を強制的に両親から引き離して保護に出す政策がとられるようになったが、これに対し地裁で全国的な仮差止めが認められた。Ms. L. v. U.S Immigration and Customs Enforcement (“ICE”), Case No.: 18cv0428 DMS (MDD) (S.D. Cal. June 26, 2018)。裁判所は、政府に対し、両親が子どもに危害を加える恐れがある場合を除いて、引き離された子どもと両親を 30 日以内(5 歳未満の子どもの場合は 14 日以内)と一緒にになれるようにしなければならないと命令した。激しい批判を受けて、結局トランプ大統領もこの政策を放棄している。

さらに、その他の個人の権利に関する事例でも、例えば軍隊内からトランスジェンダーの人を排除する方針は、地裁で仮差止めが認められ、控訴裁もこれを支持している。Karnoski v. Trump, No. 18-35347 (9th Cir. July 18, 2018)。いずれは最高裁での判断が求められることは確実である。さらに、トランプ政権になって、公立学校においてトランスジェンダーの生徒に希望するお手洗いの利用を許すよう命じたオバマ政権の姿勢が変更されたが、トランスジェンダーの生徒にその生まれながらの性別に応じたお手洗いの利用を義務付けたところでは、これが訴訟で争われている。

Whitaker v. Kenosha Unified School District, No. 16-3522 (7th Cir. 2017)。第 7 巡回区控訴裁は、トランスジェンダーの生徒に対する差別は教育における私的な差別を禁止した市民権保護法第 9 編に反し、さらに不合理な性差別として平等保護条項にも反する可能性が高いとして、仮差止めを命じた地裁の判断を支持したのである。また、トランプ政権は、オバマケアプログラムのもとで企業に健康保険でカバーすることを求めていた妊娠中絶サービスの義務から、妊娠中絶に反対する信教を真摯に信じる団体や個人を除外する措置を認める解釈を打ち出しており、それに従えば多くの企業などが妊娠中絶をカバーする義務を免れることになっていたが、これも裁判で争われている。Commonwealth of Pennsylvania v. President United States, No. 17-3679 (3^d Cir. 2018); California v. health and Human Services, Case No. 17-cv-05783-HSG (N.D. Cal. 2018)。さらにトランプ政権は同性婚自体は認めたが、性的志向に基づく差別根絶には消極的で、雇用などにおける私的な差別を禁止した市民的権利保護法の解釈において、性的指向を理由とする差別は禁止されていないと解釈してきた。しかし、Zarda v. Altitude Express, Inc., 883 F.3d 100 (2nd Cir 2018)は、これを退け、市民的権利保護法第 7 編は性的志向に基づく差別も禁止していると判断しており、これもいずれは最高裁に上がるものと思われる。

このような状況では、最高裁の裁判官の顔ぶれの変更が極めて大きな意味を持つ。2018 年のケネディ裁判官の後任としてのカパー裁判官の指名が極めて重要な意味を持つことが頷ける。

第 4 章 司法審査権

最高裁の管轄権に例外を設ける権限 (p 92 注 5)に付記)

Patchak v. Zinke, 583 U.S. – (2018)では、インディアン部族がカジノ建設を計画している土地をめぐる内務大臣を相手取った訴訟が係争中に、

連邦議会が法律を制定し、連邦裁判所への出訴を否定し、訴訟の却下を命じた。最高裁は、この法律は事件に適用される法を変更し、裁判所の管轄権を剥奪したもので憲法第 3 条に反するものではないと判断した。

第 7 章 裁判所と司法権

原告適格要件の現在 (p 188 追加)

さらに、*Gill v. Whitford*, 585 U.S. – (2018)では、州の選挙割り党派的ゲリマンダリングだとして、州全体で民主党の投票者の投票権を希薄化すると争われた事例で、有権者は自己の選挙区における侵害すなわち自己への不利益は主張できても、全州的な投票権の希薄化の主張を行う原告適格を欠くと判断されている。

ムートネス (p 197 追加)

United States v. Sanchez-Gomez, 584 U.S. – (2018)では、ムートネスの法理の例外が問題とされている。この事件では、陪審裁判以外の場合、審理のため拘禁中の被告人が出廷する際に、手錠をかけ、胴の鎖に結びつけ、足にも拘束具をつけたまま出廷するという方法が許されていたが、これを被告人がそれぞれの事件で争った。地裁でその主張が退けられ、控訴審で争われていたが、控訴審判決前に当事者の刑事事件が終結した。控訴裁は、それでもこの事件を実質的にクラスアクションと捉えて、事件はムートにならないと判断したが、最高裁は、これを覆した。事件はムートであり、本件がクラスアクションではない以上、クラスアクションに関する先例への依拠は適切ではないという。さらに、「繰り返すが審査を免れる」の法理の適用も主張されたが、将来法律に反し、再び逮捕され、拘禁されるであろうということを前提にするのは妥当ではないとして、その主張を退けている。

Azar v. Garza, 584 U.S. – (2018)(per curium)でも、ムートネスの法律

の例外が問題とされている。不法に入国したとしてシェルターに入れられている妊娠8週の少女が、妊娠中絶を希望したところ、緊急の治療上の必要性がない限り妊娠中絶を認めないとする立場が関係機関でとられていたため、妊娠中絶が認められなかった。任命された保護者がこの合憲性を争い差止めを求めるクラスアクションを提起し、地裁は妊娠中絶の権利に不当な負担とはならないとして請求を退けたが、控訴裁判所はこれをつがえた。最高裁に裁量上告を求めている間に、どうやら予定より早く、政府側に知らせることなく、少女は妊娠中絶を受けてしまったようである。そこで最高裁は、事件はムートになったとして、下級審で勝訴した当事者が自己の一方的な行為で事件をムートにしておいて、その下級審の判断の恩恵をそのまま享受することはできないとして、控訴審判決を破棄し、地裁に差止めを棄却するようこの指示を添えて控訴裁判所に差戻した。

第 9 章 表現の自由

選挙活動の規制 (p 274 追加)

また、*Minnesota Voters Alliance v. Mansky*, 585 U.S. – (2018)では、投票日に投票所で「政治的なバッジ、政治的なボタン、その他の政治的な記章」をつけること、そのような記章が入った服装や装飾品を身に付けることを禁止した州法が争われ、最高裁は、これを修正第 1 条違反と判断している。最高裁は投票所がソフ・パブリック・フォーラムだとし、そのため表現内容に基づく表現の制約は、それが合理的であって、職員が話し手の表現に反対するがゆえに表現を抑止しようとする試みでない限り、許されるという。法律は、政治的主張にかかわらず適用されるので、問題は制約が合理的かどうかである。そして禁止の目的は許されるものであり、投票所は冷静な決断の場であるべきで、そこに選挙運動はふさわしくないという州の判断は支持されるが、手段に問題があるという。「政治的」という用語はあまりにも曖昧であり、州が出したガイドラインの示す禁止される記章や服装の

例がどのような基準で選択されているのかははっきりしない以上、手段は合理的とは言えないと結論されたのであった。

公務員の表現の自由 (p 283 追加)

公務員の表現の自由に関しては、**Janus v. American Federation of State, County, Municipal Employees, 585 U.S. – (2018)**が重要である。イリノイ州では、公務員に労働組合の結成を認め、交渉団体の過半数の労働者を代表する労働組合は、その団体の排他的交渉団体とみなされ、それ以外の団体による団体交渉は許されない。そして非組合員に対しては、組合費より低額の強制代理料金が課され、給与から徴収される仕組みであった。そして、この強制的徴収される代理料金は、組合の政治活動のための費用などをカバーしてはならず、団体交渉に関連する出費だけをカバーするものと限定されていた。最高裁は、この強制徴収制度を支持していたが、この事件でこの先例を明示的に覆し、強制代理料金の強制徴収は公務員の表現の自由を侵害すると判断した。最高裁は、排他的代表制を確保し労使関係を安定化させるという利益でも、フリーライドを防ぐという利益でも、強制的徴収を正当化しえないと判断している点が注目される。この判決は、組合にとっては大きな痛手であった。

表現の強制及び情報開示義務 (p 286 追加)

さらに、**National Institute of Family and Life Advocates v. Becerra, 585 U.S. – (2018)**では、中絶に反対する緊急妊娠センターを規制しようとした州法の規定が違憲とされる可能性が高いと判断されている。問題となった州法は、家族計画や妊娠中絶を主要なサービスとしている診療所のうち、免許を受けているものには、州が妊娠中絶を含む一定のサービスを無料もしくは低額で提供していることと連絡先の電話番号を告知することを義務付けていた。さらに免許を受けていない診療所の場合には、当該

診療所が医療サービスの提供の免許を受けていないことを告知しなければならないと義務付けていた。最高裁は、コミュニケーションの内容に基づき言論をターゲットとする州法は、違憲と推定され、やむにやまれない州の利益に使えるための必要不可欠の手段である場合にのみ正当化されるとし、問題の規制を「職業的言論」の規制と位置づけ、より緩やかな基準でこれを支持した下級審判決を退けた。最高裁は、この告知要件が当事者の団体が反対しているサービスの利用可能性の告知を強制している点、及び低所得者の女性に州の提供するサービスに関する情報を提供するという目的から見て、告知要件を家族計画や妊娠中絶サービスを主に提供する診療所にしか課していないのを不十分だと指摘している。

第10章 国教樹立禁止と信教の自由

宗教活動間での差別 (p 336 追加)

信教の自由に関しては、トランプ大統領が発した一定の国からの入国制限の適法性および合憲性に関する **Trump v. Hawaii, 585 U.S. – (2018)**が最も注目を集めた。トランプ大統領は、就任早々、一定のイスラム教徒が多数を占める 7 カ国からの入国に制限を設ける大統領布告を発した。表向きは、テロリズムのリスクが高いという理由であった。下級審でこの命令が問題とされ、仮差止めが発せられた。そこで大統領は、大統領命令を修正し、そのうち6カ国につき一時的な入国制限を命じた。再度下級審で仮差止めが出されたが、合衆国最高裁は、これを覆し、合衆国にいる人と善意の関係の主張が可能な人を除いて、仮差止めを取り消した。今回問題となったのは、2017年9月に発せられた大統領布告第9645号で、一定の国からの入国制限を課したものであった。これをハワイ州などが争った。問題は、この布告が、「合衆国の利益を害する」と判断した外国人の入国を「停止」することを授権した移民国籍法第1182条(f)の権限の範囲内か、それが移民ビザの発給における「人種、性別、国籍、

出生地又は居住場所」を理由とする差別を禁止した同法第 1152 条 (a)(1)(A)に反するか、そしてそれが国教樹立禁止条項に反しないかであった。合衆国最高裁は、同布告が移民国籍法第 1182 条(f)の授權の範囲内であると判断し、この場合には第 1152 条(a)(1)(A)は適用されないと判断した後、国教樹立禁止条項違反の主張も退けた。ハワイ州らは、大統領の選挙中の発言などを援用し、この措置はイスラム教に対する反感に根ざすもので、国家の安全性への脅威は単なる口実だと非難した。しかし最高裁は、外国人の入国又は入国拒否は国家の主権的権限であり、外国人にはアメリカに入国する憲法上の権利はないが、入国拒否が合衆国市民の憲法的権利を侵害しないよう、裁判所は制限的ながら審査することができるという。それは、権限行使に一応の正当な善意の理由があるかどうかという極めて限定的な審査であり、その審査に際し、大統領の発言などの外部的な証拠を考慮しようと仮定しても、問題の措置が違憲的な理由とは独立した正当化根拠によって正当化されると合理的に言えれば、それで十分だという。そして、布告は、文面上は宗教に言及しておらず、選ばれたイスラム教国はいずれも連邦議会及び前政権で国家の安全性に危険だと判断された国であり、問題の措置は、慎重な検討を経た結果とられたものであり、正当な根拠がないとは言えないという。しかも最初に入国制限が命じられてからイスラム国 3 カ国は制限から除外されており、なお制限に服している国についても、例外が認められており、さらに制限免除の可能性も認められている。そこで最高裁は、合理性基準を満たす国家の安全性の理由があるといえるので、国教樹立禁止条項違反の主張が支持される見込みはうすいと判断したのであった。

第 11 章 財産権の保護

21970 年代以降の展開(p367 追加)

契約条項に関しては、*Sveen v. Melin*, 584 U.S. – (2018)が注目され

る。この事件では、離婚が成立すると、被保険者が生命保険の受取人に配偶者を指定していた場合に、その指定をいったん自動的に取消し、再度その人を受取人と指名しない限り、保険金は代替的に指名された人に支払われるか、それがなければ本人の遺産に組み込まれることにした州法の合憲性が問題となった。それが、法律制定当時既に契約が成立していた生命保険にも適用されたからである。最高裁は、契約条項は、既存の契約関係に影響するすべての法律を禁止するものではなく、第 1 に法律が契約関係に重大な変更を加えるものかどうかを判断し、それに当たると判断された場合に、第 2 に重要で正当な利益を促進する合理的な手段かどうかを判断しなければならないという。その上で本件の場合、そもそも第 1 の要件を満たさないで、契約条項違反は存在しないという。本件の場合、州法は契約者の意図を尊重しようとしており、離婚後も生命保険の受取人が維持されることを期待する利益はないし、契約者が受取人を維持したければ受取人変更届けを出せばいいだけのことなので、契約関係への影響は少ないというのである。

第 13 章 平等保護

平等保護と信教の自由の衝突 (p 442 追加)

2017 年度開廷期の最大の事件は、*Masterpiece Cakeshop, Ltd. v. Colorado Civil Rights Commission*, 584 U.S. – (2018)であった。合衆国最高裁が同性婚をまた認める以前、コロラド州において同性婚が認められていなかった時点で、敬虔なキリスト教徒で専門的なケーキ屋が、宗教的な信念に基づき同性婚カップルのための結婚ケーキの製作を拒否し、性的志向による差別も禁止していた州の差別禁止法のもとで州の市民的権利委員会に申し立てがなされた。そしてケーキの製作を命じることは信教の自由及び表現の自由の侵害に当たると主張は斥けられた。しかし合衆国最高裁は、同性愛者も保護されるが、信教に基づく同性愛へ

の反対も保護を受けるとし、本件の場合、宗教上の理由で同様にケーキの製作を拒否した事例の中で拒否が容認されてきたのに本件でのみ救済が命じられ、しかも市民的権利委員会の手続きにおいて委員が本件で問題となった宗教上の信念を糾弾する発言が聞かれた。そのため最高裁は、問題の決定は特定の信仰内容に対する敵意に根ざしたものだとは判断し、信教の自由に反していたと決定した。そこで、同性婚が合法とされた現在、果たして宗教上の信念に根ざして同性婚に反対し、結婚ケーキを製作することがおよそ許されないのかどうか、将来の問題として残された。